平成２９年（フ）第４９号
青森県弘前市大字和徳町151番地１　津軽の里東和徳、旧住所青森県弘前市大字広野２丁目７番地３
破産者　前田　清敏
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１２１号
福島県郡山市白岩町字堺之内215番地の２、開始決定時の住所福島県田村郡三春町大字上舞木字福内28番地の４
破産者　石井　博道
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１８９０号
横浜市泉区和泉町1263番地１　メゾンリバーサイドＢ　201号
破産者　永吉　正和
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９０６号
横浜市港南区港南中央通９番14号　ライオンズマンション港南中央605
破産者　林家　　聰
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０５０号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷332番地４、前住所神奈川県茅ヶ崎市浜之郷280番地６
破産者　熊谷　朋巳
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１０９号
横浜市港北区新吉田東４丁目３番30―２号　アップヒルズ103号
破産者　福島　陽介
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５号
岐阜県不破郡垂井町1883番地の３
破産者　鮨飛脚長松店こと同北方店ことカタヤマフードこと　片山　　勉
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
奈良県高市郡高取町丹生谷598、住民票上の住所奈良県橿原市一町1463番地
破産者　葵建設こと　中川　秀吾
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
愛媛県西条市明屋敷699番地、前住所愛媛県西条市丹原町願連寺310番地７
破産者　藤田　金朗
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１３号
高知県土佐清水市大浜323番地５、住民票上の住所高知県土佐清水市大浜416番地９
破産者　大﨑　磨規
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第２８８号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水4955番地12、前住所熊本市北区高平１丁目39番48号
破産者　植竹　範和
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３４５号
熊本市東区新生２丁目24番２号　Ｍコーポ301号
破産者　大木　和枝
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４８号
大津市滋賀里４丁目１番４号、事業所所在地大津市滋賀里１丁目28―３
破産者　松原工業こと　松原　正和
１　決定年月日　平成29年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５７号
相模原市中央区陽光台６丁目12番20号
破産者　深沢　征司
１　決定年月日　平成29年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１２６号
滋賀県彦根市高宮町1423番地（211号）
破産者　楠目　純之
１　決定年月日　平成29年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１１８６号
札幌市西区二十四軒３条７丁目３番37号　ＳＴーヴィレッジ103号
破産者　佐藤　　誠
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８４号
札幌市中央区南７条西９丁目1026番地12　アジュールコートＳ７―505号
破産者　北川　剛史
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３３号
さいたま市浦和区東高砂町５番13号
破産者　三浦　大典
１　決定年月日　平成29年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係